健生食輸発1105第1号 令和7年11月5日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (タイ産ハトムギのアフラトキシン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正: 令和7年10月31日付け健生食輸発1031第1号)により通知したところである。

今般、タイ産ハトムギのアフラトキシンについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。

記

別添1のタイの項中、

製品検査の 対象食品等	条件	検査の項目	試験品採 取の方法	検査の方法	検査を受けることを 命ずる具体的理由
ハトムギ	-	総アフラト キシン(ア フラトキシ ンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)	別表 2 に よるこ と。	平成23年8月16 日付け食安発 0816第2号「総 アフラトキシ ンの試験法に ついて」による こと。	総アフラトキシンが 10 μ g/kgを超えて付 着しているおそれが あるため。

を削除する。